

新潟市犯罪被害者等支援推進会議について

1 目的

市長の附属機関として、犯罪被害者等支援に関する事項について調査審議すること

2 委員について

推進会議は8人以内の委員で組織し、委員は犯罪被害者等、学識経験者、民間支援団体の意見を代表する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱します。（任期2年、再任可）

3 会長・副会長について

推進会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定めます。

4 犯罪被害者等支援に関する計画の策定について

市は犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するために、犯罪被害者等支援に関する基本方針や具体的施策などを定めた計画を策定します。計画の策定にあたっては推進会議の意見を聴きます。なお、令和4年度は計画策定のため会議を計3回開催予定です。

参考-新潟市犯罪被害者等支援条例（抜粋）

（犯罪被害者等支援に関する計画）

第8条 市は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「計画」という。）を定めるものとする。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 犯罪被害者等支援に関する基本方針

（2） 犯罪被害者等支援に関する具体的施策

（3） 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項

3 市は、計画を定め、又は変更するに当たっては、市民、事業者及び次条第1項に規定する新潟市犯罪被害者等支援推進会議の意見を聴くとともに、提出された意見及びその反映状況等を公表するものとする。

4 市は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第8条第1項に規定する犯罪被害者等基本計画が変更されたときその他必要が生じたときは、計画の見直しを行う。

5 市は、計画に基づく施策の実施状況を定期的に公表するものとする。

（犯罪被害者等支援推進会議の設置等）

第9条 市は、市長の附属機関として、新潟市犯罪被害者等支援推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 推進会議は、犯罪被害者等支援に関する事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

3 推進会議は、8人以内の委員で組織する。

4 委員は、犯罪被害者等、学識経験者、民間支援団体の意見を代表する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 推進会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

9 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

10 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

11 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。